

財産形成期日指定定期預金規定

1. (預入れ方法等)

- (1) この預金は、年1回以上一定の期間に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成期日指定定期預金ご契約の証（以下「ご契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金（後記6による一部解約後の残りの預金を含む）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前1項と同様とします。
- (3) 継続を中止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合については、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全額または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期限に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満……当組合所定の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第8条第4項の規定により解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期限に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とします。
- (5) この預金の利息計算方法は、年率計算とし、1年、2年超の日数を日割で計算します。

6. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第8条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

8. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、ご契約の証とともに当店へ提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまでに次の順序でこの預金を解約します。
 - ① 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。

- (4) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
 - A. その預金のかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - B. その預金のかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。
- (5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

9. (届出事項の変更、ご契約の証の再発行等)

- (1) このご契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) このご契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金およびご契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当組合所定の書式により行います。

12. (ご契約の証の有効期限)

この規定によりお預りした預金の支払いが完了した場合は、ご契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金(期日指定定期預金については同規定第11条第1項および第2項にかかわらず、自動継続期日指定定期預金については同規定第12条第1項にかかわらず)は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当了します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく意義を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上(令和2年1月現在)